

ホライズン・トラストー 南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド

ケイマン籍オープン・エンド契約型外国投資信託

運用報告書 (全体版)

作成対象期間
第 12 期

(自:2019年4月1日)
(至:2020年3月31日)

管理会社

UTI インターナショナル(シンガポール)プライベート・リミテッド

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、ホライズン・トラストー南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、このたび、第12期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

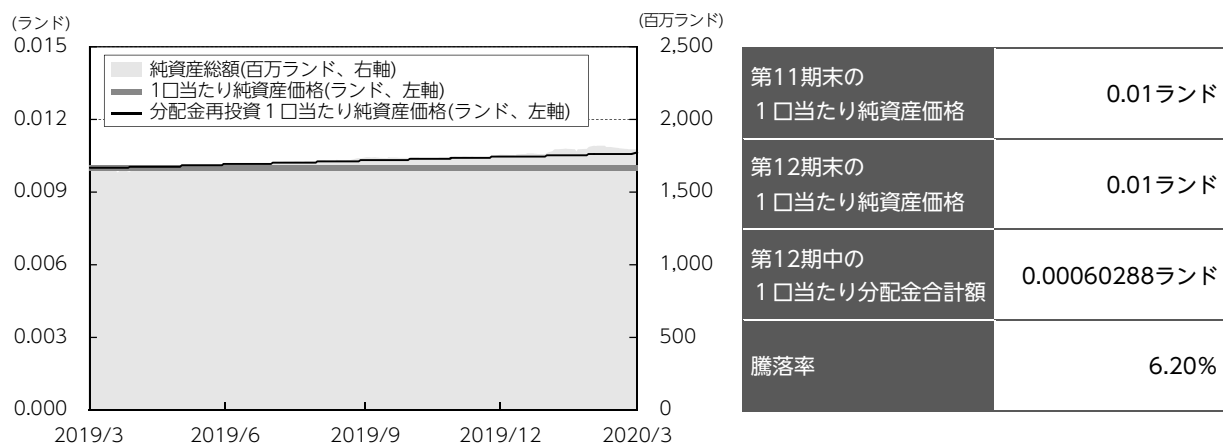
ファンド形態	ケイマン籍オープン・エンド契約型外国投資信託
信託期間	ファンドは、早期に終了しない限り、2008年10月17日から150年後に終了する予定です。
繰上償還	<p>ファンドは以下の場合に終了します。</p> <ul style="list-style-type: none">(a) ファンドが違法となるか、または受託会社が管理会社と協議の上90日以上前の事前の書面通知をなすところの意見によれば、ファンドを継続することが非現実的であるか、不可能であるか、もしくは得策ではなく、または受益者の利益に反している場合。(b) ファンドがそれに従い設立された補遺信託証書の日付から開始する150年の期間の満了時。(c) ファンドを終了する旨のファンド決議が可決されたかまたは効力を生じた日。(d) ファンドのすべての受益証券が買い戻された日。(e) 受託会社および管理会社の絶対的裁量で、ファンドの終了が決議された日。(f) 受託会社が基本信託証書の条件に従って退任する意図を書面で通知した場合、または受託会社が強制的もしくは任意に解散した場合で、基本信託証書に定めるとおり管理会社が当該通知もしくは解散から90日以内に当該受託会社の後任に就任する旨を承諾する他の会社を任命できないか、または確保できない場合。(g) 管理会社が基本信託証書の条件に従って退任する意図を書面で通知した場合、または管理会社が強制的もしくは任意に解散した場合で、基本信託証書に定めるとおり受託会社が当該通知もしくは解散から90日以内に当該管理会社の後任に就任する旨を承諾する他の会社を任命できないか、または確保できない場合。 <p>純資産価額が当初募集期間の満了時またはその後のいずれかの時点で300,000,000ランドを下回る場合、管理会社は、その絶対的裁量において、発行済みの受益証券の全部（一部ではありません。）を、評価日（ファンドに関して、各営業日および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいいます。かかる強制買戻の日付またはその直前の日付に当たります。）に決定される買戻価格に、買戻しのために現金化されるファンドの当該投資対象の関連の評価日における公表された価値とその後それらが実際に現金化された際の実現価値の差額に関する調整額ならびにすべての発行済み受益証券の買戻しおよび関連ある場合はファンドの終了に関してもしくはこれに起因して受託会社が負担し、発生させまたは予期していたすべての税金および料金、費用、その他の経費、偶発債務、請求および要求に関する負債（負債の引当金を含みます。）の調整額を加減した金額で買い戻すことを決定することができます。</p>
運用方針	ファンドは、STeFI（短期固定金利）3か月物短期金融市場指標に準拠する利回り（税および費用込み。1年間で測定されます。）の獲得を目標とします。ファンドは、南アフリカの短期金融市場商品の範囲内で投資を行うことによりその投資目的を達成することを追求します。
主要投資対象	ファンドは、南アフリカの短期金融市場商品の範囲内で投資を行うことによりその投資目的を達成することを追求します。かかる資産には、銀行引受手形、社債、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、短期国債、コール預金、定期預金、固定金利譲渡性預金、変動金利譲渡性預金、および約束手形を含みますが、これらに限られません。
ファンドの運用方法	管理会社は、ファンドの運用についてナインティワン・ガーンジー・リミテッド（以下「投資運用会社」といいます。）に委任しており、投資運用会社は、ファンドの運用について、さらにナインティワンSA（プロプライエタリ）リミテッドに委任します。

<p>主な投資制限</p>	<p>ファンドに適用される投資制限のうち、主なものは以下のとおりです。ファンドに適用される投資制限は下記に限定されるものではありませんので、ご注意ください。</p> <p>短期金融市場商品は、フィッチ格付けF2以上、ムーディーズ格付けP2以上、フィッチ長期格付けBBB-以上、または同等の格付けを有するものに制限されます。格付けクラスに対する総エクスポージャーは、以下のポートフォリオ比率に制限されます。</p> <table border="1" data-bbox="414 347 1396 548"> <thead> <tr> <th>短期</th> <th>長期</th> <th>制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フィッチF1+またはムーディーズP1 (長期Aa3以上)</td> <td>フィッチAA-またはムーディーズ Aa3以上</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>フィッチF1またはムーディーズP1 (長期A1からA3)</td> <td>フィッチA+からA-またはムーディーズ A1からA3</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>フィッチF2またはムーディーズP2</td> <td>フィッチBBB+からBBB-</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>単一の発行体に対するエクスポージャーもまた、商品の格付け（商品が格付けされない場合は発行体の格付け）に基づき、以下のポートフォリオ比率に制限されます。</p> <table border="1" data-bbox="414 616 1396 817"> <thead> <tr> <th>短期</th> <th>長期</th> <th>制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フィッチF1+またはムーディーズP1 (長期Aa3以上)</td> <td>フィッチAA-またはムーディーズ Aa3以上</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>フィッチF1またはムーディーズP1 (長期A1からA3)</td> <td>フィッチA+からA-またはムーディーズ A1からA3</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>フィッチF2またはムーディーズP2</td> <td>フィッチBBB+からBBB-</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 本書作成時点において、上記格付会社が発表する南アフリカの国内格付（またはそれに類似する格付）が使用されております。当該格付は、国際比較を可能とするように意図されたものではありません。また、今後のファンド運用において必要と認められる場合には、予告なく当該格付以外の格付が使用されることがあります。</p> <p>また、管理会社は、ファンドの資産の50%超が日本国金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」に投資されるよう維持しなければなりません。</p> <p>ファンドは特化型運用を行います。このため、日本証券業協会の規則に定める一つの主体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの純資産価額に対する比率は、原則としてそれぞれ35%、総額で35%以内とします。</p>	短期	長期	制限	フィッチF1+またはムーディーズP1 (長期Aa3以上)	フィッチAA-またはムーディーズ Aa3以上	100%	フィッチF1またはムーディーズP1 (長期A1からA3)	フィッチA+からA-またはムーディーズ A1からA3	40%	フィッチF2またはムーディーズP2	フィッチBBB+からBBB-	10%	短期	長期	制限	フィッチF1+またはムーディーズP1 (長期Aa3以上)	フィッチAA-またはムーディーズ Aa3以上	25%	フィッチF1またはムーディーズP1 (長期A1からA3)	フィッチA+からA-またはムーディーズ A1からA3	10%	フィッチF2またはムーディーズP2	フィッチBBB+からBBB-	2.5%
短期	長期	制限																							
フィッチF1+またはムーディーズP1 (長期Aa3以上)	フィッチAA-またはムーディーズ Aa3以上	100%																							
フィッチF1またはムーディーズP1 (長期A1からA3)	フィッチA+からA-またはムーディーズ A1からA3	40%																							
フィッチF2またはムーディーズP2	フィッチBBB+からBBB-	10%																							
短期	長期	制限																							
フィッチF1+またはムーディーズP1 (長期Aa3以上)	フィッチAA-またはムーディーズ Aa3以上	25%																							
フィッチF1またはムーディーズP1 (長期A1からA3)	フィッチA+からA-またはムーディーズ A1からA3	10%																							
フィッチF2またはムーディーズP2	フィッチBBB+からBBB-	2.5%																							
<p>分配方針</p>	<p>G. A. S. (ケイマン) リミテッド (以下「受託会社」といいます。) は、管理会社の助言に基づき、各取引日^(注)にファンドに関する分配を宣言することを意図します。分配は、受益証券1口当たり純資産価格が当該取引日に閾値 (受益証券1口当たり0.01ランド) を上回る場合にのみ宣言されます。分配に利用できる金額は、管理事務代行会社が受益証券1口当たり純資産価格を計算することにより各取引日に決定されます。ファンドから分配される受益証券1口当たりの金額は、関連の取引日に受益証券1口当たり純資産価格を閾値に相当する金額まで減額するのに必要な金額とします。分配は、各取引日の最後に終了する関連する市場における営業の終了の直前、または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定する当該日におけるその他の時点で宣言されたとみなされます。</p> <p>分配は、投資者から申込金を受領される日付から毎日発生します。したがって、受益者は、決済日に宣言される分配を受領する権利を有します。分配再投資日において、分配再投資日当日またはそれ以前のすべての宣言された発生済みかつ未払いの分配 (源泉徴収税および受益者が居住する国で支払いが要求されるその他の税金 (もしあれば) を控除したものは、分配再投資日に決定される受益証券1口当たり純資産価格における追加の受益証券の発行に対して自動的に再投資されます。</p> <p>(注) 「取引日」とは、各営業日および/または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいい、「営業日」とは、ファンドに関して、ニューヨーク、南アフリカ、アイルランド、英国および日本において銀行が営業を行っている日 (土曜日および日曜日を除きます。) および/または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいいます。</p>																								

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■ 1口当たり純資産価格等の推移について



- (注1) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。
 (注2) 1口当たり分配金合計額は、税引前の1口当たり分配金の合計額を記載しています。以下同じです。
 (注3) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。
 (注4) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、第11期末(2019年3月末日)の1口当たり純資産価格を起点として指数化しています。
 (注5) ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。
 (注6) ファンドにベンチマークは設定されていません。
 (注7) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入しています。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入しています。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

当期を通じて、ファンドはSTeFI(短期固定金利)3か月物短期金融市場指標を上回りました。

当期中、変動利付債のスプレッドは高い水準を維持したため、引き続き、投資妙味のあるスプレッドの長期金融債のエクスポージャーを積み増し、利益をあげました。引き続き、デュレーションを弱めに維持し高利回債に集中的に投資し、2019年第2四半期および第3四半期末、ならびに2020年第1四半期の上昇局面には良好なポジショニングを構築していました。

2020年の第1四半期には、新型コロナウイルスが大被害をもたらしたことを受けて、新興債券および為替に対するリスク許容度が悪化しました。資本市場におけるポジション調整は苛烈で、南アフリカ資産もこの大打撃を免れませんでした。とは言え、投資運用会社は、より防御的なポートフォリオのポジショニングを実施し、必要な場合に備えて十分な流動性を確保するため、追加の流動性バッファを構築しました。しかしながら、これは当期中のパフォーマンスに若干重しとなりました。

■分配金について

当期(2019年4月1日～2020年3月31日)の各月の再投資日に再投資された1口当たり分配金(税引前)はそれぞれ以下のとおりです。

(金額：ランド)

再投資日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格比率(注))
2019年4月25日	0.01	0.00004753 (0.47%)
2019年5月30日	0.01	0.00005999 (0.60%)
2019年6月27日	0.01	0.00004823 (0.48%)
2019年7月30日	0.01	0.00005647 (0.56%)
2019年8月29日	0.01	0.00004971 (0.49%)
2019年9月27日	0.01	0.00005088 (0.51%)
2019年10月30日	0.01	0.00004972 (0.49%)
2019年11月27日	0.01	0.00004555 (0.45%)
2019年12月24日	0.01	0.00004984 (0.50%)
2020年1月30日	0.01	0.00005070 (0.50%)
2020年2月27日	0.01	0.00004374 (0.44%)
2020年3月30日	0.01	0.00005052 (0.50%)

(注)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率(%) = $100 \times a / b$

a = 当該再投資日における1口当たり分配金額

b = 当該再投資日における1口当たり純資産価格 + 当該再投資日における1口当たり分配金額

■投資環境について

2018年に広範囲の資産クラスが下落しましたが、これとは対照的に2019年にはほとんどすべての資産クラスが多くの場合大幅に上昇しました。この反発の主要な契機となったのは、2019年1月初旬に米連邦準備制度理事会(以下「FRB」といいます。)が引締め策から緩和策に方向転換し、年内にバランス・シート縮小の終了、3度の利下げ、実質的な量的緩和策の開始が行われたことでした。

欧州中央銀行(以下「ECB」といいます。)が2019年後半に米国同様、利下げを行い、新たな量的緩和プログラムを実施した一方、中国は2019年を通じて税率引き下げおよび利下げにより経済を下支えしました。この金融緩和策の世界的広がりを受けて、経済成長の減速および米中貿易摩擦などの問題に対する政治的不透明感を巡る懸念が、2019年を通じて時折短期的な下落を引き起こしたものの、資産価格の持ち直しを下支えしました。

2019年年央の緩和策および景気後退懸念を受けて、多くの国債価格は史上最高値に達し(これに伴い、利回りは史上最低水準に低下)しましたが、グロース資産、特に株式は、最高値を数多く達成し、このような環境で多大な恩恵を受けました。

しかしながら、2019年の出来事はすべて、今や遠い思い出になった感があります。2020年の年初に新型コロナウイルスの感染拡大が全世界に衝撃を与え、世界経済および社会を完全に停止させたためです。

2020年は新型コロナウイルスのパンデミック発生一色に染まり、多大な人的犠牲と世界の主要経済の混乱がもたらされました。米国は全面的に景気後退期に入り、128か月間続いていた米国史上最長の景気拡大期が終了したことは、その影響の一つでした。これに呼応して、前例のない金融政策および財政刺激策が取られ、その額は米国、EU、中国、イギリスおよび日本全域で総額23兆2,000億米ドルに達しました。しかしながら、経済活動が再開するにつれ、米国全土で新型コロナウイルスが再拡大し、中国やドイツでは局所的な感染拡大が発生しました。国際通貨基金（以下「IMF」といいます。）は、パンデミックによる深刻な経済的ダメージを見込んで、2020年の世界経済の成長予想を大きく下方修正しました。

新型コロナウイルスが本格的な世界的感染拡大に至る以前から、既に2020年の早い段階で市場に重要な影響を与えるイベントが起きていました。中東での緊張の高まり、オーストラリアの山火事および主要地域における原油価格戦争、ならびに2020年11月の米国大統領選を控えた米国における政治的二極化の深刻化などです。その他、中国全国人民代表大会が新たな香港国家安全法を採択したことなどにより、米中間の緊張関係が続きました。トランプ大統領が大統領再選を目指しているため、この緊張関係は今後も続く可能性があります。

南アフリカでは、経済統計は当期のほとんどの期間を通じて悪化し続け、国家財政はさらに悪化し、電気供給問題は長引き、既に起きていた混乱状態に新型コロナウイルスがとどめの一撃を加えました。新型コロナウイルスおよび必要な封鎖措置による経済的打撃は計り知れないものとなっています。投資運用会社は、厳格な全国的封鎖措置（レベル5）下では経済の半分以下しか機能することができないと見ています。物価は当期を通じて低位を維持し、物価上昇率は2019年5月から2020年5月の間で前年比4.5%から2.1%に低下しました。この数値は、南アフリカ準備銀行（以下「SARB」といいます。）の下位インフレ目標レンジ3%から6%および2004年以来の最低水準を下回るものでした。SARBは、新型コロナウイルス封じ込め策による経済的打撃に対応して、今年は積極的に利下げを行いました。インフレ率の低下および低迷する需要を受けて、2020年にSARBには300bpsという大幅な利下げ余地が生じました。このため、レポ・レートは3.5%に低下し、1998年の導入以来の最低水準に達しました。

財政面では、急激な経済縮小は、政府の財政に重大な影響を与えるでしょう。財務省は、付加価値税と個人所得税の減少により、2020年の税収が3,050億ランド減少すると見ています。この不足分は、財政の見直し、SARBの現金残高からの引き出し、外国からの借款（例えば、新開発銀行、IMFおよび世界銀行など）および追加的債券発行などにより賄われることになります。従ってこれらの財政政策により、国家財政は逼迫していますが、政府は必ずしもキャッシュ・フローの問題を抱えるとは限らないと言えます。市場は、財務省に責任があると考えており、10月下旬に発表予定の中期財政政策声明が（貸金交渉の進展および国営企業への資金提供と並んで）鍵になるでしょう。貸金交渉は重要な問題で、妥結を確実視できるようになるためには、今後数年間で貸金について労働組合との合意が形成される必要があります。もし、これが実現し構造改革への道のりが確実に進展すれば、南アフリカの債券利回りは、100から150bps低下する可能性があります。（南アフリカの借入れコストが2015年12月のランラ・ネネ財務相解任前に取引されていた新興市場とのスプレッド150bpsを維持していれば、10年物債券利回りは、現在の約9.6%近傍ではなく6%となるでしょう。）これにより、利息費用を当年度は100億ランド、来年度は230億ランド節約できます。

■ポートフォリオについて

前記【当期の1口当たり純資産価格等の推移について】の「■1口当たり純資産価格の主な変動要因」をご参照下さい。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ. ファンドの経理状況 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

グローバル

世界の経済回復は、世界各地における新型コロナウイルスの感染拡大、殊に他の地域と比較して第一波に効率的に対処したアジア太平洋地域における感染拡大を受けて、引き続き脆弱な状態にあります。これは今後の状況に対する不吉な兆候と見ることもできます。しかしながら、一部の国で深刻な感染拡大が発生しているものの、深刻な第二波を引き起こすことなく、経済活動は上向きつつある様子です。この理由は、主に医療従事者が新型コロナウイルスの対応について精通してきたこと、各国が検査と接触者の追跡により迅速に対応するようになったことに加えて、一般市民によるソーシャル・ディスタンスの確保の改善が相俟ったことによるものです。とは言え、米国、インド、南アフリカ、ブラジル、殊にユーロ圏のスペインでの感染拡大に表れているとおり、リスクは未だに存在します。現在、「非同時の景気回復」と言われるものの強さの程度は、こうした経済再開のスピードと安全性、ソーシャル・ディスタンスの確保および第二波に対処するための健康管理システムの能力によって今後も変わってきます。

米国の景気回復は、現在の感染拡大が引き続き消費行動と消費者の重しとなり、このため第3四半期の好調な景気回復を停止させるという単純な事実により、大西洋地域全体の景気回復を遅らせることとなるでしょう。さらに、失業保険申請件数の足元での上昇に見られるような労働市場の弱さは、米国経済のさらなる悪化を示唆しています。景気回復の勢いが無いことから、FRBは回復を下支えするため、米国債および米国機関保障証券の購入を再検討する公算が高いでしょう。欧州では、ECBが引き続き超緩和的政策を維持し、金融機関のために、債券購入プログラム（パンデミック緊急購入プログラム）をフル稼働させると思われます。懸念の対象は、欧州、特にスペインの感染拡大ですが、フランスとドイツも一部の地方で感染拡大が起きています。スペイン、フランスおよびイタリアのような国々での第二波は、これらの国々が観光に大きく依存していることから、雇用と観光収入に大きな影響を与えることになるでしょう。

新興市場では、中国経済に関する最初の公式データは、同国の景気回復の推進力が続いていることを示唆しています。習近平国家主席は、世界第二の経済大国、中国の進路を正しい方向に維持するため国内需要を喚起するためのさらなる改革を呼びかけました。新興市場全体の状況は、新興諸国の大半における財政刺激策およびここ数か月間滞っている資金の流れに関するリスクに鑑み、懸念材料となっています。南アフリカやエジプトなど一部の新興国における政府債務のGDPに対する比率は、現在から2021年の間で20パーセンテージポイント以上、上昇するとみられています。これらの国々の一部は、現在の経常赤字および短期債務返済要件をカバーするだけの準備金がすでになくなっているという危機的状況に陥り、7月には南アフリカ政府は、きわめて受け入れがたい策ではありましたが、IMFに対して初めて、救済資金の提供を要請しました。

南アフリカ

南アフリカでは、新型コロナウイルスによる経済的打撃の査定が今も進んでいます。南アフリカは、新型コロナウイルスの感染者数が世界で5番目に多い国であり、投資運用会社は今年のGDP成長率は8%以上落ち込むと見ていますが、2021年には幾分復活の兆しが見られるかもしれません。同国は、すでに脆弱になっていた財政基盤の上にパンデミックが発生し、財政状態はさらに悪化しています。同時に、政府は構造改革の導入、貧しい国営企業（SOE）に対する支出削減および公的セクターの賃金カットについては消極的でした。同国は、いまや80か月間となった景気下降局面の中であがき続けており、ポスト・コロナの景気回復への道のりは長く、すでに、与党内での改革と国の役割に関するイデオロギー対決により遅れています。成長率の回復は、足元の事態悪化および計画性のない制限措置の適用から、滞る可能性が高いと思われます。SARBは、新型コロナウイルスの感染封じ込め策によりもたらされた経済的打撃に対応して今年は積極的に利下げを行ってきました。投資運用会社は、今後の成長については引き続き警戒していきますが、SARBも同様に必要な場合に対応するため高度な警戒を継続していくでしょう。

ポジショニング

SARBは、利下げサイクルの終焉に近づきつつある様子で、投資運用会社は、今年中に25bpsの利下げを見込んでいます。利下げは、打撃を受けた消費者や企業に幾分安堵感を与えるでしょう。投資運用会社は今年のGDP成長率は8%以上低下すると見ていますが、2021年には若干持ち直しの兆しが見えるでしょう。

消費者物価指数は、低位を維持し、5月の2.1%から6月に2.2%まで上昇したのみです。投資運用会社は、消費者物価指数がゆっくりと上昇し続けると見ていますが、コア・インフレ率の低下は今後も続き、2020年12月に2.4%でボトムアウトするでしょう。2020年の消費者物価指数の投資運用会社による平均値は3.1%で、コア・インフレ率は3.0%、2021年について消費者物価指数は平均4.0%で、コア・インフレ率は平均3.0%となるでしょう。

低インフレ率、金融緩和策および過度な流動性といった状況は、イールド・カーブのショート・エンドを下支えし続けるでしょう。

今後も、投資方針にしたがって、ファンドの運用を続けてまいります。

(2) 費用の明細

項 目	項目の概要	
運用管理費用 (管理報酬等)	純資産総額の年率0.05%を上限とした額	
投資運用会社報酬	純資産総額の年率0.40%を上限とした額	
受託報酬	固定報酬	170,000ランド
	当初口座開設手数料	14,000ランド
	非居住者預金口座開設手数料	14,000ランド
販売報酬	販売会社が申込人を斡旋した受益証券に帰属する純資産総額の当該部分の年率0.40%を上限とした額	
管理事務代行・ 保管報酬	ファンドの純資産総額のうち、次の区分による金額部分に、該当する年率を乗じて得た額の合計額（ただし、70万ランドを最低報酬額とします。）	
	純資産総額	年率
	10億ランド以下の部分	0.10%
	10億ランド超20億ランド以下の部分	0.09%
	20億ランド超の部分	0.08%
代行協会員報酬	純資産総額の年率0.10%を上限とした額	
その他の費用（当期）	0.08%	監査報酬、法律費用、印刷費用およびその他の継続的な報酬・立替費用等

(注) 各報酬については、目論見書に定められている料率を記しています。「その他の費用（当期）」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記各会計年度末および第12会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下の通りです。

	純資産総額		一口当たり純資産価格	
	ランド	百万円	ランド	円
第3会計年度末 (2011年3月末日)	1,117,923,334.00	6,987	0.01	0.0625
第4会計年度末 (2012年3月末日)	1,102,164,832.00	6,889	0.01	0.0625
第5会計年度末 (2013年3月末日)	1,230,984,426.00	7,694	0.01	0.0625
第6会計年度末 (2014年3月末日)	1,333,442,661.00	8,334	0.01	0.0625
第7会計年度末 (2015年3月末日)	1,204,828,295.00	7,530	0.01	0.0625
第8会計年度末 (2016年3月末日)	1,289,546,237.00	8,060	0.01	0.0625
第9会計年度末 (2017年3月末日)	1,390,011,237.00	8,688	0.01	0.0625
第10会計年度末 (2018年3月末日)	1,546,917,275.00	9,668	0.01	0.0625
第11会計年度末 (2019年3月末日)	1,645,071,388.00	10,282	0.01	0.0625
第12会計年度末 (2020年3月末日)	1,784,654,942.00	11,154	0.01	0.0625
2019年4月末日	1,646,377,401.97	10,290	0.01	0.0625
5月末日	1,665,418,697.81	10,409	0.01	0.0625
6月末日	1,680,865,314.73	10,505	0.01	0.0625
7月末日	1,703,116,569.64	10,644	0.01	0.0625
8月末日	1,717,437,405.33	10,734	0.01	0.0625
9月末日	1,739,393,431.00	10,871	0.01	0.0625
10月末日	1,737,623,660.18	10,860	0.01	0.0625
11月末日	1,743,315,523.79	10,896	0.01	0.0625
12月末日	1,758,109,049.27	10,988	0.01	0.0625
2020年1月末日	1,773,090,618.29	11,082	0.01	0.0625
2月末日	1,812,104,825.38	11,326	0.01	0.0625
3月末日	1,784,654,942.00	11,154	0.01	0.0625

(注1) 会計年度末(3月末日)および半期末(9月末日)の純資産総額は、財務書類上の純資産価額を記載しており、取引目的のために計算された報告純資産価額とは異なることがあります。

(注2) ランドの円換算額は、2020年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ランド=6.25円)によります。以下同じです。

(2) 分配の推移

分配は、受益証券一口当たり純資産価格が当該取引日に閾値（受益証券一口当たり0.01ランド）を上回る場合にのみ宣言されます。

分配再投資日において、分配再投資日当日またはそれ以前のすべての宣言された発生済みかつ未払いの分配（源泉徴収税および受益者が居住する国で支払いが要求されるその他の税金（もしあれば）を控除したものは、分配再投資日に決定される受益証券一口当たり純資産価格における追加の受益証券の発行に対して自動的に再投資されます。

下記は2020年3月末日までの1年間における前月最終取引日から各月最終取引日前日（分配再投資日）まで保有した場合に再投資された月次分配金の額（一口当たりの累計額）を表示しました。

最終取引日	一口当たり分配金	
	ランド	円
2019年4月26日	0.00004753	0.0002970625
5月31日	0.00005999	0.0003749375
6月28日	0.00004823	0.0003014375
7月31日	0.00005647	0.0003529375
8月30日	0.00004971	0.0003106875
9月30日	0.00005088	0.0003180000
10月31日	0.00004972	0.0003107500
11月29日	0.00004555	0.0002846875
12月30日	0.00004984	0.0003115000
2020年1月31日	0.00005070	0.0003168750
2月28日	0.00004374	0.0002733750
3月31日	0.00005052	0.0003157500

下記会計年度における上記月次分配金の単純合計は以下のとおりです。

計算期間	一口当たり分配金	
	ランド	円
第3会計年度	0.00050663	0.0031664375
第4会計年度	0.00043745	0.0027340625
第5会計年度	0.00041634	0.0026021250
第6会計年度	0.00041763	0.0026101875
第7会計年度	0.00050597	0.0031623125
第8会計年度	0.00055012	0.0034382500
第9会計年度	0.00065228	0.0040767500
第10会計年度	0.00062809	0.0039255625
第11会計年度	0.00060205	0.0037628125
第12会計年度	0.00060288	0.0037680000

(3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下の通りです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第3会計年度	110,522,875,686 (110,522,875,686)	58,651,406,836 (58,651,406,836)	111,978,971,538 (111,978,971,538)
第4会計年度	27,873,936,510 (27,873,936,510)	29,497,200,812 (29,497,200,812)	110,355,707,236 (110,355,707,236)
第5会計年度	50,481,265,836 (50,481,265,836)	37,659,975,926 (37,659,975,926)	123,176,997,146 (123,176,997,146)
第6会計年度	61,091,613,655 (61,091,613,655)	50,924,460,767 (50,924,460,767)	133,344,150,034 (133,344,150,034)
第7会計年度	29,252,332,114 (29,252,332,114)	42,113,709,851 (42,113,709,851)	120,482,772,297 (120,482,772,297)
第8会計年度	40,223,998,573 (40,223,998,573)	31,752,151,342 (31,752,151,342)	128,954,619,528 (128,954,619,528)
第9会計年度	45,160,579,574 (45,160,579,574)	35,114,107,439 (35,114,107,439)	139,001,091,663 (139,001,091,663)
第10会計年度	144,873,819,277 (144,873,819,277)	129,183,287,500 (129,183,287,500)	154,691,623,440 (154,691,623,440)
第11会計年度	75,236,791,178 (75,236,791,178)	65,421,334,118 (65,421,334,118)	164,507,080,500 (164,507,080,500)
第12会計年度	68,044,669,115 (68,044,669,115)	54,086,340,044 (54,086,340,044)	178,465,409,571 (178,465,409,571)

(注) () 内の数は、本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(4) 純資産額計算書

(2020年3月末日現在)

	ランド	千円 (d. および e. を除く。)
a. 資産総額	1,793,548,221	11,209,676
b. 負債総額	8,893,279	55,583
c. 純資産総額 (a - b)	1,784,654,942	11,154,093
d. 発行済口数	178,465,409,571口	
e. 一口当たり純資産価格 (c / d)	0.01	0.0625円

Ⅲ. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近会計年度の日本語の財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる国際財務報告基準に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである。（ただし、円換算部分を除く。）これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、ランドで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2020年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ランド=6.25円）で換算されている。なお、円未満の金額は四捨五入されている。

受託会社に対する独立監査人の監査報告書

意見

私どもは、ホライズン・トラストのシリーズ・トラストである南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド（以下、「ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2020年3月31日現在の財政状態計算書、および同日をもって終了した事業年度の包括利益計算書、持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針およびその他の補足情報から構成される注記について、監査を行った。

私どもは、添付の財務書類が全ての重要な点において、国際財務報告基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して、2020年3月31日現在のファンドの財政状態、ならびに同日をもって終了した事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローを適正に表示しているものと認める。

意見の基礎

私どもは、国際監査基準（以下、「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。当該基準に基づく私どもの責任は、私どもの報告書の「財務書類監査に関する監査人の責任」に記載されている。国際会計士倫理基準審議会が制定する職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下、「IESBA規程」という。）ならびにケイマン諸島における財務書類の監査に関連する倫理要件に準拠して、私どもはファンドからは独立しており、また当該要件およびIESBA規程に準拠して他の倫理責任を果たしている。私どもは、私どもが入手した監査証拠が、監査意見表明のための合理的な基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

経営者は、投資明細表（未監査）から構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する私どもの監査報告書は含まない。）について責任を負う。

財務書類に対する私どもの意見は、その他の情報を対象としておらず、私どもは、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する私どもの責任は、その他の情報を読み、当該情報が、財務書類もしくは監査において得られる私どもの知識と大幅な不整合がないか、または重要な虚偽表示がないかについて検討することである。私どもが実施した作業に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があると判断した場合、私どもは当該事実を報告することを義務付けられている。この点に関して、報告すべき事項はない。

経営者および財務書類のガバナンス責任者の責任

経営者は、IFRSに準拠して当財務書類を作成し、公正に表示する責任を有し、また不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成を可能にするために必要な内部統制についても責任を有している。

当財務書類の作成において、経営者は、継続企業として存続するファンドの能力の評価、該当する場合における継続企業に関する事項の開示、また継続企業を前提とした会計基準を利用することについて責任を有する。但し、経営者がファンドを清算するか、業務を終了することを意図しているか、もしくはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除く。

ガバナンス責任者は、ファンドの財務報告プロセスの監視に関する責任を有する。

財務書類監査に関する監査人の責任

私どもの目的は、財務書類全体に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないことについて合理的な保証を得ること、および私どもの意見を含む監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高水準の保証であるが、ISAに準拠して実施された監査が常に、存在する重要な虚偽表示を発見することを保証しない。虚偽表示は、不正または誤謬から生じることがあるが、それらが個別または全体として、当財務書類を基礎として行われる利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合、それらは重要とみなされる。

ISAに準拠した監査の一環として、私どもは専門的な判断を行い、監査期間中、職業的専門家としての懐疑心を保持している。また私どもは以下のことを実施した。

- 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示のリスクの特定および評価、当該リスクに対処する監査手続の設計および実施、私どもの意見の基礎を形成するための十分かつ適切な監査証拠の入手。不正により生じた重要な虚偽表示を発見できないリスクは、不正においては共謀、偽造、故意の脱漏、虚偽表示、または内部統制の無効化が関係しているため、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高い。
- その状況に応じて適切な監査手続を立案するための監査に関連する内部統制の理解。但し、これはファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためのものではない。
- 経営者が採用した会計方針の適切性および経営者による会計上の見積りの合理性、ならびに関連開示事項の評価。
- 経営者が利用する継続企業を前提とした会計基準の適切性、および継続企業としてのファンドの能力に重要な疑義を生じさせる事象または状況に関して、重要な不確実性が存在するかどうかについて、入手した監査証拠に基づく判断。私どもが重要な不確実性が存在すると判断した場合、当財務書類での関連開示について私どもの監査報告書上注意喚起することが義務付けられており、もし当該開示が不適切である場合、私どもの監査意見を限定することが義務付けられている。私どもの結論は、私どもの監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、ファンドの継続企業の前提が成立しなくなることがある。
- 財務書類全体としての表示、構成および内容の評価。これには、開示および財務書類が公正な表示の基礎となる取引および事象を示しているかどうかについての評価が含まれる。

私どもは、特に計画された監査の範囲および時期、ならびに監査期間中に私どもが認識した内部統制の重要な不備の有無など、重要な監査発見事項についてガバナンス責任者と協議した。

KPMG

2020年9月9日



KPMG
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Telephone +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Internet www.kpmg.ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of South African Rand Money Market Fund (the "Series Trust"), a Series Trust of Horizon Trust, which comprise the statement of financial position as at 31st March 2020, the statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows for the year then ended, and notes, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at 31st March 2020, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the schedule of investments (unaudited) but does not include the financial statements and our auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with IFRS, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

KPMG, a Cayman Islands partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity.
Document classification: KPMG Confidential



Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements (continued)

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Fund's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

09th September 2020

(1) 貸借対照表

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド
(ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト)

財政状態計算書

2020年3月31日現在

	注記	2020年		2019年	
		(ランド)	(円)	(ランド)	(円)
資産					
現金および現金同等物	11	394,477,402	2,465,483,763	272,212,449	1,701,327,806
損益を通じて公正価値により 測定される金融資産	8,9,10	1,395,818,357	8,723,864,731	1,380,463,961	8,627,899,756
発行済資本受益証券に係る未収入金 債権	12	985,362	6,158,513	381,458	2,384,113
		2,267,100	14,169,375	2,431,362	15,196,013
資産合計		1,793,548,221	11,209,676,381	1,655,489,230	10,346,807,688
負債					
買戻資本受益証券に係る未払金 債務	13	2,506,250	15,664,063	3,730,278	23,314,238
		6,387,029	39,918,931	6,687,564	41,797,275
負債合計		8,893,279	55,582,994	10,417,842	65,111,513
資本					
資本受益証券	14	1,784,654,097	11,154,088,106	1,645,070,806	10,281,692,538
利益剰余金		845	5,281	582	3,638
資本合計		1,784,654,942	11,154,093,388	1,645,071,388	10,281,696,175
資本および負債合計		1,793,548,221	11,209,676,381	1,655,489,230	10,346,807,688

添付の注記は、当該財務書類の不可欠な部分である。

受託会社代理署名

[署名]

[署名]

日付：2020年9月9日

(2) 損益計算書

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド

(ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト)

包括利益計算書

2020年3月31日に終了した事業年度

	注記	2020年		2019年	
		(ランド)	(円)	(ランド)	(円)
投資収益					
現金および現金同等物に係る受取利息	7	237,025	1,481,406	166,879	1,042,994
損益を通じて公正価値により測定される負債証券に係る利息収益	7	129,756,362	810,977,263	119,846,309	749,039,431
損益を通じて公正価値により測定されない金融資産の利息費用		(6,843,139)	(42,769,619)	(4,532,400)	(28,327,500)
損益を通じて公正価値により測定される金融資産に係る純利益		76,692	479,325	181,338	1,133,363
投資収益合計		123,226,940	770,168,375	115,662,126	722,888,288
費用					
受託会社報酬	15	(170,000)	(1,062,500)	(170,000)	(1,062,500)
管理事務代行会社報酬および保管報酬	15	(2,239,229)	(13,995,181)	(2,191,487)	(13,696,794)
管理会社報酬	15	(856,872)	(5,355,450)	(794,150)	(4,963,438)
投資運用会社報酬	15	(6,889,531)	(43,059,569)	(6,386,663)	(39,916,644)
販売会社報酬	15	(6,901,045)	(43,131,531)	(6,388,964)	(39,931,025)
代行協会員報酬	15	(1,725,266)	(10,782,913)	(1,607,807)	(10,048,794)
法務費用および印刷費用		(682,005)	(4,262,531)	(1,215,758)	(7,598,488)
監査報酬		(523,744)	(3,273,400)	(452,980)	(2,831,125)
マイナス利回りによる費用	7	(235)	(1,469)	—	—
その他の報酬および費用		(136,660)	(854,125)	(191,967)	(1,199,794)
費用合計		(20,124,587)	(125,778,669)	(19,399,776)	(121,248,600)
税引前営業利益		103,102,353	644,389,706	96,262,350	601,639,688
源泉税	7	—	—	—	—
当期純利益		103,102,353	644,389,706	96,262,350	601,639,688
その他包括利益		—	—	—	—
当期包括利益合計		103,102,353	644,389,706	96,262,350	601,639,688

利益および損失は、継続事業のみから発生したものである。

包括利益計算書に表示されたもの以外に計上された利益および損失はない。

添付の注記は、当該財務書類の不可欠な部分である。

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド
 (ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト)

持分変動計算書

2020年3月31日に終了した事業年度

	資本受益証券		利益剰余金		合計	
	(ランド)	(円)	(ランド)	(円)	(ランド)	(円)
2019年4月1日現在残高	1,645,070,806	10,281,692,538	582	3,638	1,645,071,388	10,281,696,175
当期包括利益合計	—	—	103,102,353	644,389,706	103,102,353	644,389,706
発行済資本受益証券	680,446,691	4,252,791,819	—	—	680,446,691	4,252,791,819
買戻資本受益証券	(540,863,400)	(3,380,396,250)	—	—	(540,863,400)	(3,380,396,250)
分配金(注記17)	—	—	(103,102,090)	(644,388,063)	(103,102,090)	(644,388,063)
2020年3月31日現在残高	1,784,654,097	11,154,088,106	845	5,281	1,784,654,942	11,154,093,388
2018年4月1日現在残高	1,546,916,235	9,668,226,469	1,040	6,500	1,546,917,275	9,668,232,969
当期包括利益合計	—	—	96,262,350	601,639,688	96,262,350	601,639,688
発行済資本受益証券	752,367,912	4,702,299,450	—	—	752,367,912	4,702,299,450
買戻資本受益証券	(654,213,341)	(4,088,833,381)	—	—	(654,213,341)	(4,088,833,381)
分配金(注記17)	—	—	(96,262,808)	(601,642,550)	(96,262,808)	(601,642,550)
2019年3月31日現在	1,645,070,806	10,281,692,538	582	3,638	1,645,071,388	10,281,696,175

添付の注記は、当該財務書類の不可欠な部分である。

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド
(ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト)

キャッシュ・フロー計算書

2020年3月31日に終了した事業年度

	2020年		2019年	
	(ランド)	(円)	(ランド)	(円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
当期包括利益合計	103,102,353	644,389,706	96,262,350	601,639,688
営業資産および負債の変動：				
損益を通じて公正価値により測定される金融資産の増加	(15,354,396)	(95,964,975)	(46,227,654)	(288,922,838)
債権の減少／(増加)	164,262	1,026,638	(1,297,650)	(8,110,313)
債務の(減少)／増加	(300,535)	(1,878,344)	372,849	2,330,306
営業活動により得られたキャッシュ純額	87,611,684	547,573,025	49,109,895	306,936,844
財務活動によるキャッシュ・フロー				
資本受益証券の発行による収入	598,608,051	3,741,300,319	676,117,264	4,225,732,900
発行済資本受益証券に係る未収入金の増加	(603,904)	(3,774,400)	(186,609)	(1,166,306)
資本受益証券の買戻による支出	(540,863,400)	(3,380,396,250)	(654,213,341)	(4,088,833,381)
買戻資本受益証券に係る未払金の(減少)／増加	(1,224,028)	(7,650,175)	2,019,719	12,623,244
分配金の支払	(21,263,450)	(132,896,563)	(20,012,160)	(125,076,000)
財務活動により得られたキャッシュ純額	34,653,269	216,582,931	3,724,873	23,280,456
現金および現金同等物の純変動額	122,264,953	764,155,956	52,834,768	330,217,300
現金および現金同等物の4月1日現在残高	272,212,449	1,701,327,806	219,377,681	1,371,110,506
現金および現金同等物の3月31日現在残高	394,477,402	2,465,483,763	272,212,449	1,701,327,806
補足情報：				
現金および現金同等物に係る受取利息	240,281	1,501,756	165,327	1,033,294
負債証券からの利息収益	129,825,027	811,406,419	115,556,743	722,229,644
現金および現金同等物に係る支払利息	(235)	(1,469)	—	—

添付の注記は、当該財務書類の不可欠な部分である。

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド
(ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト)
財務書類注記

1. 一般的情報

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド（以下、「当ファンド」という。）は、受託会社とUTIインターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド（以下、「管理会社」という。）との間で締結された、2008年10月17日付の基本信託証書および補遺信託証書により設定されたホライズン・トラスト（以下、「当トラスト」という。）（ケイマン諸島のオープン・エンド型のアンブレラ型ミューチュアル・ファンド）のシリーズ・トラストである。当ファンドの別個のシリーズの受益証券が適宜発行される予定である。早期償還されなかった場合においては、当ファンドの受益証券のそれぞれのクラスまたはシリーズは、受益証券のそれぞれのクラスまたはシリーズについて、ファンドの補遺信託証書の発行から150年後に強制的に償還される。当ファンドは、2008年12月3日の初回申込日の後、2008年12月8日に運用を開始した。

当ファンドの投資目的は、STeFI 3か月短期金融市場指標に準拠する利回り（手数料および税金を含み、1年間で測定される。）を目標とすることである。当ファンドは、南アフリカの一連の短期金融市場商品に投資することにより、その投資目的の達成を追求する。当該資産は、銀行引受手形、社債、譲渡可能預金証書、コマーシャル・ペーパー、短期国債、コール預金、定期預金、固定利付譲渡可能預金証書、変動利付譲渡可能預金証書および約束手形を含むが、それらに限定されるものではない。当ファンドの投資目的が達成される保証はない。

当ファンドは、2008年10月17日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法第4条第1項（b）に基づき規制されるミューチュアル・ファンドとして登録され、同法の規定に従うことになる。2020年3月31日および2019年3月31日現在、当ファンドには従業員がいない。当ファンドの投資活動は、管理会社が管理している。

当事業年度において、Covid-19ウイルスの大流行が世界中に広がった。この世界的な大流行は、事業および経済活動の著しい混乱ならびに非常に多くの金融資産の価値の著しい下落を含む、非常に重大な金融市場、経済および社会の混乱を引き起こしている。現時点で、当ファンドに対するこの影響の最終的な程度を見積ることは不可能である。

スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーカー）リミテッドは、保管事業を、英国および日本の両規制当局の認可を受けて、2020年3月2日に三井住友信託銀行株式会社（ロンドン支店）（以下、「保管銀行」という。）に統合した。統合後も、最終的な親会社は東京証券取引所に上場している三井住友トラスト・ホールディングス株式会社であることに相違ない。

2. 表示の基礎

当財務書類は、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という。）が発行した国際財務報告基準（以下、「IFRS」という。）およびIASBの国際財務報告解釈指針委員会が発行した解釈指針に準拠して作成されている。当財務書類は、南アフリカ・ランド（以下、「ランド」という。）により表示されている。重要な会計方針の変更は注記4に記載されている。

「機能通貨」は、当ファンドが事業を行っている主たる経済環境の通貨である。主たる経済環境の指標が複合的である場合、経営者の判断により基礎となる取引、事象および状況の経済効果を最も正確に示す機能通貨を決定する。当ファンドの主要な投資および取引は、ランド建てである。投資家による購入および償還は、純資産価額に基づいて決定され、ランドで受取および支払が行われる。

費用（受託会社報酬、管理事務代行会社報酬および保管報酬、管理会社報酬、投資運用会社報酬、販売会社報酬ならびに代行協会員報酬を含む）は、ランド建てであり、ランドで支払われる。したがって、経営者は、当ファンドの機能通貨はランドであると決定した。

IFRSに準拠した財務書類の作成は、受託会社が、方針の適用ならびに資産および負債、収益および費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行うことを要求している。見積りおよび関連する仮定は、その状況において適切と考えられる過去の経験およびその他様々な要因に基づいている。その結果は、その他の情報源からは容易に入手できない資産および負債の帳簿価額に関する判断を行うための基礎を形成する。実際の結果は当該見積りと異なる可能性がある。見積りおよびその基礎となる仮定は継続的に検討される。会計上の見積りの変更は、見積りが変更された期間に認識される。財務書類に重要な影響を及ぼすIFRSの適用における受託会社が行う判断、および翌期に重要な調整が発生する重要なリスクを伴う見積りについては、注記9および注記10において説明されている。

3. 測定的基础

当財務書類は、以下の重要な項目を除き、取得原価に基づいて作成されている。

項目	測定の基礎
損益を通じて公正価値（FVTPL）により測定されるデリバティブ以外の金融商品	公正価値

4. 重要な会計方針の変更

会計方針は、前事業年度から継続適用している。

5. 発効済であるが未適用の会計基準

いくつかの新基準が2019年4月1日より後に開始される年次会計期間から発効し、早期適用が認められているが、当ファンドはこれらの新基準または改訂基準を当財務書類の作成に適用していない。

まだ発効していない当該基準のうち、初度適用された期間の当ファンドの財務書類に重要な影響を及ぼすと見込まれるものはない。

6. 新基準、基準の改訂および解釈指針

2019年4月1日に開始される事業年度に適用される新基準、基準の改訂および解釈指針

国際財務報告基準解釈指針委員会（IFRIC）は、新解釈指針IFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」を発効し、企業が法人所得税の会計処理に関する不確実性をどのように反映すべきかを規定した。IFRIC第23号は、当期税金および繰延税金の会計処理方法を規定しているが、不確実性の影響をどのように反映するかを規定していないIAS第12号「法人所得税」における既存のガイダンス欠如に対応している。受託会社はIFRIC第23号の影響を評価し、当ファンドの主要な金融商品が、受託会社の意見において、重要な不確実のある税務処理の対象ではないため、当該解釈指針は財務書類に重大な影響を及ぼさないと判断した。

7. 重要な会計方針

当ファンドが適用している重要な会計方針で、当財務書類において表示されている全ての年度に継続的に適用している会計方針は以下のとおりである。

金融資産および金融負債

(i) 認識および当初測定

当ファンドは、FVTPLにより測定される金融資産および金融負債を、取引日に当初認識する。取引日とは、当ファンドが当該商品の契約条項の当事者となる日である。その他の金融資産および金融負債は、これらが開始された日に認識される。金融資産または金融負債は、公正価値、および金融資産または金融負債の取得または発行に直接起因する取引費用を加えた金額（FVTPLにより測定されない項目の場合）により当初測定される。

(ii) 分類および当初認識後の測定

金融資産の分類

当初認識時に、当ファンドは金融資産を、償却原価またはFVTPLにより測定として分類する。

金融資産は、以下の両方の条件を満たし、FVTPLにより測定として指定されない場合、償却原価により測定される。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することが目的のビジネスモデルにより保有されている。
- ・ 契約条件が特定の日に、元本および利息のみの支払（SPPI）であるキャッシュ・フローを発生させる。

当ファンドの他の全ての金融資産はFVTPLにより測定される。

ビジネスモデル評価

金融資産が保有されているビジネスモデルの目的を評価する際、事業がどのように管理されているかについて、以下を含む全ての関連する情報を考慮する。

- ・ 文書化された投資戦略および実際の当該戦略の実行。これには、投資戦略について、契約上の利息収益の稼得、特定の利率の側面の維持、金融資産のデュレーションと関連する負債のデュレーションもしくは予想キャッシュ・フローの一致、または資産の売却を通じたキャッシュ・フローの実現を重視しているかが含まれる。
- ・ ポートフォリオのパフォーマンスがどのように評価され、当ファンドの経営者に報告されているか。
- ・ ビジネスモデル（および当該ビジネスモデルにより保有されている金融資産）のパフォーマンスに影響を及ぼすリスク、およびそれらのリスクがどのように管理されているか。
- ・ 投資マネージャーがどのような報酬を得ているか、例えば、報酬について管理下の資産の公正価値または回収した契約上のキャッシュ・フローに基づいているか。
- ・ 過年度における金融資産の売却の頻度、金額およびタイミング、当該売却の理由、ならびに将来の売却活動に関する予測。

認識中止の要件を満たさない取引に係る第三者への金融資産の移転は、この目的上売却とはみなされず、当ファンドが当該資産を引き続き認識することと整合する。

当ファンドは、当ファンドが2つのビジネスモデルを有していると結論付けた。

- ・ 回収目的のビジネスモデル：これには、現金および現金同等物、発行済資本受益証券に係る未収入金ならびに債権が含まれる。当該金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されている。
- ・ その他のビジネスモデル：これには、負債証券および利息債権が含まれる。これらの金融資産は、公正価値に基づいて管理およびパフォーマンス評価が行われており、売却が頻繁に行われている。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIかどうかの評価

当該評価の目的上、「元本」は当該金融資産の当初認識時の公正価値と定義される。「金利」は貨幣の時間的価値、特定の期間に未払残高となっている元本金額に関連した信用リスク、その他の基本的な貸付リスクおよび費用（例えば、流動性リスクおよび管理費用）ならびに利幅の対価と定義される。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかを評価する際、当ファンドは当該商品の契約条件を考慮する。これには、当該金融資産がこの条件に適合しない契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更する可能性のある契約条件を含んでいるかどうかの評価が含まれる。当該評価にあたり、当ファンドは以下を考慮する。

- －キャッシュ・フローの金額または時期を変更する偶発事象。
- －レバレッジ特性。
- －期限前返済および期限延長の特性。
- －当ファンドの特定の資産からのキャッシュ・フローに対する請求権を制限する条項（例えば、ノンリコース特性）。
- －貨幣の時間的価値の対価を変更する特性（例えば、利率の定期的な再設定）。

財政状態計算書の科目の、IFRS第9号において定義される金融商品の区分との調整については、注記8を参照のこと。

再分類

金融資産は、当ファンドが金融資産を管理するビジネスモデルを変更しない限り、当初認識の後には再分類されない。当ファンドが金融資産を管理するビジネスモデルを変更した場合、全ての影響を受ける金融資産は、ビジネスモデルの変更後の最初の事業年度の初日に再分類される。

金融資産の当初認識後の測定

FVTPLにより測定される金融資産

当該資産は、当初認識後、公正価値により測定される。受取利息または受取配当金および費用ならびに為替換算損益を含む純損益については、包括利益計算書における利益または損失として認識されている。負債証券が当該区分に含まれている。

償却原価により測定される金融資産

当該資産は、当初認識後、実効金利法を用いて償却原価により測定される。利息収益、為替換算損益および減損については、包括利益計算書において純損益で認識される。認識中止に係る利益または損失も、損益として認識される。現金および現金同等物、発行済資本受益証券に係る未収入金ならびに債権はこのカテゴリーに含まれる。

金融負債—分類、当初認識後の測定および損益

金融負債は、償却原価またはFVTPLにより測定に分類される。

金融負債は、トレーディング目的保有に分類される場合、デリバティブである場合、または当初認識時にFVTPLにより測定に指定された場合、FVTPLにより測定に分類される。FVTPLにより測定される金融負債は、公正価値により測定され、利息費用を含む純損益は、損益として認識される。

その他の金融負債は、当初認識後には実効金利法を用いて償却原価により測定される。利息費用および為替換算損益は、損益として認識される。認識中止に係る利益または損失も、損益として認識される。償却原価により測定される金融負債には、買戻資本受益証券に係る未払金および債務が含まれる。

(iii) 公正価値測定

「公正価値」とは、測定日において、市場参加者間での秩序だった取引において、またはそのような取引がない場合は当ファンドが当該日において参照可能な最も有利な市場において、資産を売却するために受取る、または負債を移転するために支払う価格である。負債の公正価値には、債務不履行リスクが反映される。

該当する場合は、当ファンドは商品の公正価値を当該商品の活発な市場における相場価格を用いて測定する。市場は、該当する資産または負債に関する取引が十分な頻度と取引量によって行われ、継

続的に価格情報を提供する場合、「活発」とみなされる。

当ファンドは、活発な市場における相場価格のある商品を仲値により測定している。これは、当該価格が出口価格の合理的な水準を提供するためである。

活発な市場における相場価格が存在しない場合、当ファンドは関連する観察可能なインプットの使用を最大化し、観察不能なインプットの使用を最小化する評価手法を用いる。選択される評価手法には、市場参加者が取引の価格設定を行う際に考慮する全ての要素が組み込まれている。

当ファンドは、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を、当該変更が生じた事業年度の期末に認識している。

(iv) 償却原価測定

金融資産または金融負債の償却原価は、金融資産または金融負債が当初認識時に測定された金額から元本返済を控除し、当初の金額と満期金額との差額について実効金利法を用いて算定された累積償却金額を控除または加算し、金融資産については貸倒引当金を調整した金額である。

(v) 減損

当ファンドは、償却原価により測定される金融資産の予想信用損失（ECL）に対して、貸倒引当金を認識している。

当ファンドは貸倒引当金について、12か月ECLにより測定される以下の項目を除き、残存期間のECLに相当する金額により測定する。

- ・ 報告日現在において、信用リスクが低いと判断された金融資産
- ・ 信用リスク（すなわち、資産の予想残存期間にわたりデフォルトが発生するリスク）が当初認識時から大幅に増加していないその他の金融資産

金融資産の信用リスクが当初認識時から大幅に増加しているかどうかを判断する際、およびECLを見積る際、当ファンドは適切かつ過度の費用または労力なしに利用可能な、合理的かつ裏付のある情報を考慮する。これには、当ファンドの過去の経験および十分な情報に基づいた信用評価に基づき、かつ見込のある情報を含む定量的および定性的両方の情報および分析が含まれる。

当ファンドは、金融資産が30日超遅延となった場合、当該金融資産の信用リスクが大幅に増加したとみなしている。

当ファンドは、以下の場合、金融資産がデフォルト状態にあるとみなしている。

- ・ 担保（保有している場合）の現金化などの措置を講ずることなく、借手が当ファンドに対して信用債務の全額を支払う可能性が低い。
- ・ 当該金融資産が90日超遅延である。

当ファンドは、取引相手の信用格付が、グローバルで認知されている「投資適格」の定義に相当する場合、金融資産の信用リスクが低いとみなしている。

残存期間のECLとは、金融商品の予想残存期間において発生する可能性のある全てのデフォルトから生じるECLである。12か月ECLとは、報告日後12か月以内（または、当該商品の残存期間が12か月未満の場合はそれよりも短い期間）に発生する可能性があるデフォルトから生じるECLの部分である。ECLを見積る際に考慮される最長期間は、当ファンドが信用リスクに晒される最長契約期間である。

ECLの測定

ECLは信用損失の発生可能性を加重平均した見積りである。信用損失は、全ての現金不足額（すなわち、契約にしたがって支払う義務のあるキャッシュ・フローと、当ファンドが受取ると見込まれるキャッシュ・フローとの差額）の現在価値として測定される。

ECLは当該金融資産の実効金利により割引かれる。

信用減損の生じている金融資産

各報告日現在において、当ファンドは償却原価により計上されている金融資産の信用減損が生じているかどうかを評価する。金融資産は、当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローに悪影響を及ぼす1つ以上の事象が発生している場合、「信用減損が生じている」。

金融資産に信用減損が生じている証拠として、以下の観察可能なデータが含まれる。

- ・ 借手または発行体の著しい財政的困難
- ・ デフォルトまたは90日超遅延などの契約違反
- ・ 借手が倒産またはその他の財政的再編を行う可能性が高い

財政状態計算書上におけるECL引当金の表示

償却原価により測定される金融資産に対する貸倒引当金は、当該資産の帳簿価額総額から控除される。

貸倒償却

当ファンドが金融資産の全額または一部を回収する合理的な見込がないと判断した場合、金融資産の帳簿価額総額は償却される。

(vi) 認識中止

当ファンドは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する場合、または金融資産の所有に関するリスクおよび報酬の実質的全てが移転される取引において、または当ファンドが所有に関するリスクおよび報酬の実質的全てを移転も留保もせず、当該金融資産の支配を維持しない取引において、契約上のキャッシュ・フローを受取る権利を移転する場合、金融資産の認識を中止する。

金融資産の認識中止において、資産の帳簿価額（または資産の認識中止された部分に配分された帳簿価額）と受取った対価（取得した新たな資産から引き受けた新たな負債を控除した額を含む）との差額が損益により認識される。当該移転された金融商品における、当ファンドが生成または留保した持分は、別の資産または負債として認識される。

当ファンドは、財政状態計算書上で認識している資産を譲渡するが、当該譲渡資産またはその一部のリスクおよび経済価値の全てまたは実質的に全てを留保する取引を行う可能性がある。リスクおよび経済価値の全てまたは実質的に全てが留保される場合、譲渡された資産の認識は中止されない。リスクおよび経済価値の全てまたは実質的に全てが留保される資産の譲渡には、売却および買戻し取引が含まれる。

当ファンドは、契約上の義務が履行された、取り消された、あるいは失効した場合、金融負債の認識を中止する。金融負債の認識中止において、消滅した帳簿価額と支払った対価（移転された非現金および引き受けた負債を含む）との差額が損益により認識される。

(vii) 金融商品の相殺

金融資産および金融負債は、認識された金額を相殺するための法的拘束力のある権利が現在存在し、かつ、純額により決済する、または資産の実現および負債の決済を同時に行う意思がある場合に限り相殺され、財政状態計算書上純額で報告される。通常、マスター・ネットィング契約は、これには該当せず、関連する資産および負債が財政状態計算書において総額表示される。FVTPLにより測定される金融商品に係る収益および費用は純額表示される。

2020年3月31日および2019年3月31日現在、当ファンドはマスター・ネットィング契約の対象ではない。

外貨

当ファンドの財務書類に含まれる項目は、当ファンドが事業を行っている主たる経済環境の通貨（以下、「機能通貨」という。）、すなわちランドを用いて測定されている。有価証券取引は、当該取引の売買日にランドに換算され、財務書類に計上される。有価証券がランド以外の通貨建ての場合、取引は、売買日の営業終了時点における実勢為替レートによりランドに換算される。外貨建の貨幣性資産および負債は期末日現在の実勢為替レートによりランドに換算される。公正価値で計上される外貨建の非貨幣性資産および負債は、公正価値が決定された日の為替レートによりランドに再換算される。

再換算から発生する為替差異は、FVTPLにより測定される金融資産に係る純損益の構成項目として認識され、当該事業年度の包括利益計算書に含められるFVTPLにより測定される金融資産から発生した為替差異を除き、純為替差損益として純損益として認識される。

現金および現金同等物／当座貸越

G. A. S. (ケイマン) リミテッドは受託会社として保管銀行を指名し、保管銀行はブラウン・ブラザ

ーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下、「BBH」という。）をその副保管銀行に指名した。現金は最終的に当ファンドの取引銀行であるBBHにおいて保有されている。現金および現金同等物／当座貸越は、BBHに預けられた／BBHから借り入れた満期まで3か月以内の現金から構成されている。

現金および現金同等物に係る受取利息

現金および現金同等物に係る受取利息は、実効金利法を用いて会計処理される。金利の利回りがマイナスの場合、その結果としての費用は、包括利益計算書の中で、マイナス利回りによる費用として表示される。当該費用は、実効金利法を用いて会計処理される。

公正価値により測定される負債証券に係る利息収益

FVTPLにより測定されるデリバティブ以外の金融資産に係る利息収益を含む、負債証券からの利息収益は、徴収された還付請求不可能な源泉税を含めた総額で計上され、実効金利法を用いて純損益で認識される。実効金利は、金融商品の予想残存期間（または、適切な場合はそれよりも短い期間）にわたる見積られた将来現金支払額および受取額を、当該金融商品の当初認識時の帳簿価額に正確に割引く金利である。実効金利を計算する際に、当ファンドは金融商品の全ての契約条件を考慮して将来キャッシュ・フローを見積るが、将来の信用損失は考慮しない。

受取利息または利息債権、および支払利息または利息債務は、それぞれ利息収益および利息費用として純損益で認識される。

費用

費用は発生主義により計上される。

税金

ケイマン諸島の現行法においては、当トラストが支払うべき所得税、遺産税、法人税、キャピタル・ゲイン、または他のケイマン諸島の税金はない。当トラストは、信託法セクション81（2011年改訂）にしたがって、2008年から50年間、当該税金が制定された場合でも、それらの税金を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督より受取っている。結果として、財務書類において税金費用が計上されていない。当ファンドは、一定の利息、配当およびキャピタル・ゲインに係る外国源泉税の対象となる場合がある。

未払法人所得税を決定する際に、当トラストは関係税務当局による調査を想定して税務債務について、発生する可能性の方が高い不確実な税務ポジションの引当を行う。引当金額は、最も可能性の高い支払金額または支払金額の予想値のうち、特定の状況においてより正確な予想を提供するいずれかの方法による。

分配方針

受託会社は、管理会社の助言に従い、各取引日において当ファンドに関する分配を宣言することができる。分配は、受益証券1口当たり純資産価格が、当該取引日に0.01ランド（基準値）を超えた場合においてのみ宣言されるものとする。分配可能金額は、各取引日において受益証券1口当たり純資

産価格を算定することにより、管理事務代行会社が決定するものとする。当ファンドから分配される受益証券1口当たりの金額は、関連する取引日の受益証券1口当たり純資産価格を基準値と同額に減額するために必要な金額とする。分配は、各取引日における最終の関連市場の営業終了直前、または管理会社が受託会社との協議の後随時決定する特定の日時に宣言されたとみなされる。

受益証券1口につき分配される金額が計算され、小数点第8位未満は四捨五入される。受益者に対して支払われる総額は0.01ランド未満について四捨五入される。全ての端数調整金額は、当ファンドに帰属することになる。当ファンドの全ての受益者は、受益者が保有する受益証券口数に比例して、当ファンドが分配可能な分配金を請求する権利を有している。

分配は、投資家から申込金を受領した日から毎日発生する。したがって、受益者は決済日に宣言された分配を受領する権利を有することになる。分配の再投資日において、分配の再投資日当日またはそれ以前に宣言された全ての発生済かつ未払の分配（源泉税および受益者の居住国において支払が要求されるその他の税金（存在する場合）を控除後）が、分配の再投資日に決定される受益証券1口当たり純資産価格による追加の受益証券の発行に対して自動的に再投資される。再投資における申込金の決済は、翌取引日に行われる。分配の再投資に関して支払われる初期手数料はない。また、端数の受益証券は発行されない。

分配の再投資日以前に受益証券の買戻しを請求する受益者に対しては、買戻しが行われる受益証券に関する分配（受益証券が買戻される取引日当日を含み宣言されたもの）が、買戻代金と共に現金により支払われる。月末の取引日に受益証券の買戻しを請求する受益者は、関連する取引日に、当該受益証券（受益者の請求により買戻しが行われる受益証券に係る分配金により前回の分配の再投資日に発行された受益証券の一部を含む。）が買戻されるものとし、買戻代金が宣言された分配と共に支払われる。

資本受益証券

当ファンドは、各受益者の選択により償還可能な資本受益証券を発行しており、当該受益証券はIAS第32号「金融商品－表示」（以下、「IAS第32号」という。）に基づいて資本に分類されている。資本受益証券の契約条件がIAS第32号に規定される厳格な基準を遵守できない内容に変更された場合、資本受益証券は、金融商品が当該基準を満たさなくなった時点で金融負債に振替られる。金融負債は、振替られた日において、金融商品の公正価値により測定される。資本受益証券は、当ファンドの目論見書の付表に準拠して算定される取引用NAVの比例割合に相当する現金を対価として、当ファンドによる買戻しが可能である。

当ファンドが現金または別の金融商品により購入または買戻す契約上の義務を含むプットブル金融商品は、以下の条件を全てを満たす場合は資本に分類される。

- ・ 当ファンドが清算された場合、保有者が当ファンドの純資産の比例配分された持分を受取る権限を有する
- ・ その他全てのクラスの商品に劣後する商品のクラスである
- ・ その他全てのクラスの商品に劣後する商品のクラスの全ての金融商品が同一の特性を持つ

- ・ 当ファンドが現金または別の金融資産により購入または買戻す契約上の義務は別として、当該商品は負債としての分類を必要とする他の特性を含まない
- ・ 存続期間にわたり当該商品に帰属する予想キャッシュ・フロー合計が、本質的に当該商品の存続期間にわたり、損益、認識された純資産の変動、または当ファンドの認識済・未認識純資産の公正価値の変動に基づく

当ファンドが発行する受益証券の1つのクラスがこれらの条件に該当するため、資本として分類されている。2020年3月31日現在、資本に分類されたファンドの純資産は、1,784,654,942ランドであった（2019年：1,645,071,388ランド）。

8. 金融資産および金融負債の分類

	強制的に FVTPLにより測定 (ランド)	償却原価により測定 される金融資産 (ランド)	償却原価により測定 される金融負債 (ランド)	合計 (ランド)
2020年				
現金および現金同等物	—	394,477,402	—	394,477,402
FVTPLにより測定される金融資産	1,395,818,357	—	—	1,395,818,357
発行済資本受益証券に係る 未収入金	—	985,362	—	985,362
債権	—	2,267,100	—	2,267,100
	1,395,818,357	397,729,864	—	1,793,548,221
買戻資本受益証券に係る未払金	—	—	2,506,250	2,506,250
債務	—	—	6,387,029	6,387,029
	—	—	8,893,279	8,893,279
2019年				
現金および現金同等物	—	272,212,449	—	272,212,449
FVTPLにより測定される金融資産	1,380,463,961	—	—	1,380,463,961
発行済資本受益証券に係る 未収入金	—	381,458	—	381,458
債権	—	2,431,362	—	2,431,362
	1,380,463,961	275,025,269	—	1,655,489,230
買戻資本受益証券に係る未払金	—	—	3,730,278	3,730,278
債務	—	—	6,687,564	6,687,564
	—	—	10,417,842	10,417,842

9. 金融商品および関連するリスク

当ファンドの金融商品から発生する主要なリスクの概要は、以下の通りである。

市場リスク

市場リスクは、保有する金融商品の将来の価格に関する不確実性から発生する。これは、価格が変動する中で、市況の動向から当ファンドが被る可能性がある潜在的損失を示している。市場リスクは、価格リスク、通貨リスクおよび金利リスクの3つのリスクから構成されている。

価格リスク

価格リスクは、個々の投資資産またはその発行者に固有の要因によって生じたかどうかにかかわらず、市場価格の変動（通貨リスクまたは金利リスクから発生したものを除く。）の結果、関連する商品の価値が変動するリスクである。価格リスクは、管理会社がデュレーション、信用リスクおよび商品を分散したポートフォリオを構築することにより管理されている。

2020年3月31日現在、それぞれの投資価格が5%上昇し、外国為替相場が一定と仮定した場合、資本合計は、69,790,918ランド（3.91%）増加する（2019年：69,023,198ランド（4.20%））。5%下落した場合は、その他変数が全て変わらないとすれば、総資本に対して上記と同額で逆方向の影響が生じる。このような感応度分析は、測定が一定時点での計算であり、その日時点で計上されているポジションを反映し、必ずしも他の時点で保有されているリスク・ポジションを反映していないため、当ファンドが場合によっては保有している金融商品に内在するリスクを示さない可能性がある点に留意することが重要である。

通貨リスク

通貨リスクは、非基準通貨のエクスポージャーが不利な方向に変動することにより当ファンドが被る可能性のある潜在的損失を示している。全ての投資ならびに現金および現金同等物は当ファンドの基準通貨建であるため、財政状態計算書および包括利益計算書が通貨の変動により重要な影響を受けることはない。したがって、感応度分析は行われていない。

金利リスク

金利リスクは、関連する金利が不利な方向に変動することにより当ファンドが被る可能性のある潜在的損失を示している。確定利付証券の価値は金利動向の変化により影響を受ける可能性があり、同時に変動金利証券および銀行預金に係る未収入金または当座貸越に関する債務も、金利変動の影響を受ける。

2020年3月31日および2019年3月31日現在、契約上の金利更新日または満期日のいずれか早いほうにより分類された当ファンド投資資産の金利の詳細は、以下の通りである。

	2020年					
	1か月未満 (ランド)	1-3か月 (ランド)	4-12か月 (ランド)	確定利付 (ランド)	無利息 (ランド)	合計 (ランド)
資産						
現金および現金同等物	—	—	—	394,477,402	—	394,477,402
FVTPLにより測定される 金融資産	384,015,955	456,457,939	524,987,765	—	30,356,698	1,395,818,357
発行済資本受益証券に係る 未収入金	—	—	—	—	985,362	985,362
債権	—	—	—	—	2,267,100	2,267,100
資産合計	384,015,955	456,457,939	524,987,765	394,477,402	33,609,160	1,793,548,221
負債						
買戻資本受益証券に係る 未払金	—	—	—	—	2,506,250	2,506,250
債務	—	—	—	—	6,387,029	6,387,029
負債合計	—	—	—	—	8,893,279	8,893,279
金利感応度ギャップ合計	384,015,955	456,457,939	524,987,765	該当なし	該当なし	該当なし

	2019年					
	1か月未満 (ランド)	1-3か月 (ランド)	4-12か月 (ランド)	確定利付 (ランド)	無利息 (ランド)	合計 (ランド)
資産						
現金および現金同等物	—	—	—	272,212,449	—	272,212,449
FVTPLにより測定される 金融資産	734,576,038	539,647,137	76,055,281	—	30,185,505	1,380,463,961
発行済資本受益証券に係る 未収入金	—	—	—	—	381,458	381,458
債権	—	—	—	—	2,431,362	2,431,362
資産合計	734,576,038	539,647,137	76,055,281	272,212,449	32,998,325	1,655,489,230
負債						
買戻資本受益証券に係る 未払金	—	—	—	—	3,730,278	3,730,278
債務	—	—	—	—	6,687,564	6,687,564
負債合計	—	—	—	—	10,417,842	10,417,842
金利感応度ギャップ合計	734,576,038	539,647,137	76,055,281	該当なし	該当なし	該当なし

財政状態計算書日において、保有される変動金利投資に基づき金利が0.5%上昇した場合、利益は6,802,248ランド増加することになる（2019年：6,748,455ランド）。金利が0.5%下落した場合、同額で逆方向の影響が生じる。当ファンドにおいては、変動利付投資に係る受取利息のベンチマーク金利は、ヨハネスブルグ銀行間合意金利（「JiBar」）3か月金利に基づいている。このような感応度分析は、測定が一定時点での計算であり、その日時点で計上されているポジションを反映し、必ずしも他の時点で保有されているリスク・ポジションを反映していないため、当ファンドが場合によっては保有している金融商品に内在するリスクを示さない可能性がある点に留意することが重要である。

流動性リスク

流動性リスクは、ボラティリティが高く財政が逼迫している場合、当ファンドが投資ポジションの規模を合理的な価格により迅速に修正することができない可能性を示している。

当ファンドは、容易に換金可能と見込まれる資産に投資しており、また、持分の純額の約5%の現金持ち越し残高を通常有していると見込まれる。当該残高は、既に把握している資金流出がある場合および市場が混乱している場合増額される。市場が混乱している場合、資産の現金化はより困難になる可能性がある。市場の混乱が観察される場合、それは管理会社によってモニタリングされ、管理会社が必要とみなす場合、管理会社はより満期の短い商品を保有し、現金持ち越し残高を増加させるよう試みる。受益者の償還条件の詳細については、注記14を参照のこと。

管理会社の意見では、2020年3月31日および2019年3月31日現在で当ファンドが保有していた資産および負債の大部分は、通常的环境下において1か月以内に換金または清算を行うことが可能なものである。当ファンドの全負債、および受益者の選択により全額が償還可能である当ファンドの全資本の契約上の満期は1か月未満である。

信用リスク

信用リスクは、取引相手先が当ファンドに対する契約条件に従った義務の履行をしなかった場合、当ファンドが計上する損失により測定される。当ファンドは、取引を行う当事者の信用リスクに晒されることになり、また、決済が不履行になるリスクを負うことになる。当ファンドは、十分な経験、知識および信用力を有する大手の契約相手先のみを選定している。全ての上場証券の取引は、認可されたブローカーを用いて引渡時の決済および支払が行われる。売却された証券の引渡は、ブローカーが支払を受取った時点においてのみ行われるため、不履行のリスクは最小限であると考えられる。購入時の支払は、ブローカーが証券を受取った時点において行われる。オーバーナイト預金により保有されている現金は全て、一覧から選定された銀行において保有されている。銀行の破綻または支払不能によって、預金として保有している現金に関する当ファンドの権利について遅延または制限される可能性がある。管理会社は、S&Pグローバルおよびムーディーズにより報告された、当該銀行一覧の信用格付を監視している。

受託会社のG. A. S. (ケイマン) リミテッドは、三井住友信託銀行株式会社 (ロンドン支店) (以前はスミトモ・ミツイ・トラスト (ユークー) リミテッド) を保管銀行 (以下、「保管銀行」という。) に指名したが、同行のフィッチによる長期格付はA-である。また、三井住友信託銀行株式会社 (ロンドン支店) は、BBHをその副保管銀行に指名した。

現金および有価証券のいずれも最終的にBBHで保管しているまたはBBHより借り入れており、現金は銀行としてBBHに保管されているまたはBBHより借り入れている。当ファンドの全ての投資および現金は、当事業年度末においてはBBHで保管されている、またはBBHより借り入れており、フィッチによるBBHの信用格付はA+である。

BBHの破綻または支払不能によって、銀行に保管されている債券投資に関する当ファンドの権利は、遅延または制限される可能性がある。当ファンドの有価証券は、BBHにおいて保管銀行により分別管理方式により保管されている。したがって、保管銀行またはBBHが破綻または支払不能となった場合、当ファンド保有の有価証券は分別される。しかし当ファンドは、当ファンドの現金に関連して、BBHの信用リスク、または保管銀行やBBHが利用する預託先の信用リスクに晒されることになる。BBHまたは預託先が支払不能または破綻となった場合、当ファンドの現金保有高に関して、当ファンドはBBHまたは預託先の一般債権者として扱われることになる。当ファンドが取引した全ての適格有価証券の評価を記録した全ての投資は、保全され、フィッチ社による格付の変更を記録するため、日次で管理会社によって監視される。格付の変更は全て管理会社に報告される。

以下の表は、信用格付別の、定期預金およびFVTPLにより測定される商品の投資比率による分布を示している。信用格付は、フィッチ、S&Pグローバル、ムーディーズおよびGDCの4つの格付機関をこの順に参照して商品毎に管理会社により決定される。

	2020年			2019年	
	(ランド)	%		(ランド)	%
AAA	334,750,667	18.71	AAA	414,399,313	25.08
AA+	439,670,459	24.57	AA+	1,237,864,648	74.92
AA	1,014,697,231	56.72	AA	—	—
	1,789,118,357	100.00		1,652,263,961	100.00

2020年3月31日および2019年3月31日に終了した事業年度における、トレーディングにより達成された全ての投資利益および損失は、包括利益計算書の損益に計上されている。

ECLから発生する金額

現金および現金同等物、発行済資本受益証券に係る未収入金および債権に係る減損は、12か月間の予想損失に基づいて測定されており、エクスポージャーの短期の満期までの期間を反映している。当ファンドは、取引相手先の外部信用格付に基づき、これらのエクスポージャーの信用リスクは低いとみなしている。

当ファンドは、これらのエクスポージャーの信用リスクの変化を、公表されている取引相手先の外部信用格付を監視することによってモニターしている。公表された格付が最新の状態を維持しているかどうかを判断するため、および公表された格付に反映されていない著しい信用リスクの増加が報告日現在において存在したかどうかを評価するために、当ファンドは取引相手先に関する入手可能な報道および規制当局の情報と共に、債券利回りの変化およびクレジット・デフォルト・スワップ価格をレビューすることによってこれを補完している。12か月間および残存期間のデフォルト確率は、それぞれの信用格付についてムーディーズが提供している過去の公表市場データに基づいている。

デフォルト時損失率のパラメータは、通常、想定された50%の回収率を反映している。しかし、資産に信用減損が発生している場合、損失の見積りは予想キャッシュ・フロー不足額の個別評価および当初の実効金利に基づく。

当ファンドは、2018年4月1日現在におけるIFRS第9号の初度適用において、現金および現金同等物ならびに利息債権に対する少額の減損に係る引当金を認識した。当該損失引当金の金額は、2020年3月31日および2019年3月31日に終了した事業年度において変動しなかった。

10. 金融商品の公正価値

以下の表は、公正価値が以下に基づき分析される、公正価値により認識される金融商品を示している。

- ・ レベル1：活発な市場における同一商品の（未調整の）公表相場価格
- ・ レベル2：直接（価格など）または間接的（価格から派生）に観察可能なインプットに基づく評価手法。この区分には、活発な市場における類似商品に関する市場相場価格、活発とはみなされない市場における同一もしくは類似の商品の相場価格、あるいは全ての重要なインプットが直接または間接的に市場データから観察可能であるその他の評価手法を用いて評価された金融商品が含まれる。
- ・ レベル3：重要な観察不能なインプットを用いた評価手法。この区分には、観察可能なデータに基づかないインプットを含む評価手法を用いた金融商品、および観察不能なインプットが当該商品の評価において重要な影響を持つ金融商品が含まれる。この区分には、類似商品の相場価格に基づき評価されるが、金融商品間の差異を反映させるために重要な観察不能な調整または仮定が必要である金融商品が含まれる。当ファンドはこの区分の商品を保有していない。

	2020年			合計 (ランド)
	レベル1 (ランド)	レベル2 (ランド)	レベル3 (ランド)	
FVTPLにより測定される金融資産 (利息債権を含む)				
譲渡性預金	—	165,161,115	—	165,161,115
変動利付譲渡可能預金証書に係る 利息債権	—	30,356,698	—	30,356,698
変動利付譲渡可能預金証書	—	1,200,300,544	—	1,200,300,544
	—	1,395,818,357	—	1,395,818,357

	2019年			合計 (ランド)
	レベル1 (ランド)	レベル2 (ランド)	レベル3 (ランド)	
FVTPLにより測定される金融資産 (利息債権を含む)				
割引債	—	317,281,159	—	317,281,159
変動利付譲渡可能預金証書に係る 利息債権	—	30,185,505	—	30,185,505
変動利付譲渡可能預金証書	—	1,032,997,297	—	1,032,997,297
	—	1,380,463,961	—	1,380,463,961

年間を通じて、レベル間の振替はなかった（2019年：なし）。

FVTPLにより測定されない金融商品は、短期の金融資産および金融負債であり、その帳簿価額は公正価値に近似している。

以下の表は、FVTPLにより測定されない金融商品の公正価値を示し、それぞれの公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベル別の内訳を示している。

	レベル1 (ランド)	レベル2 (ランド)	レベル3 (ランド)	合計 (ランド)
2020年				
資産				
現金および現金同等物	394,477,402	—	—	394,477,402
発行済資本受益証券に係る 未収入金	—	985,362	—	985,362
債権	—	2,267,100	—	2,267,100
	394,477,402	3,252,462	—	397,729,864
負債				
買戻資本受益証券に係る未払金	—	2,506,250	—	2,506,250
債務	—	6,387,029	—	6,387,029
	—	8,893,279	—	8,893,279
2019年				
資産				
現金および現金同等物	786,902	—	—	272,212,449
発行済資本受益証券に係る 未収入金	—	28,733,154	—	381,458
債権	—	2,179,368	—	2,431,362
	786,902	30,912,522	—	275,025,269
負債				
買戻資本受益証券に係る未払金	—	3,730,278	—	3,730,278
債務	—	6,687,564	—	6,687,564
	—	10,417,842	—	10,417,842

11. 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、BBHに預けられた満期まで3か月以内の現金1,177,402ランド（2019年：412,449ランド）、ならびにBBHで保有している満期まで3か月以内の預金393,300,000ランド（2019年：271,800,000ランド）から構成されている。

12. 債権

	2020年 (ランド)	2019年 (ランド)
未収銀行利息	5,930	9,186
預金（期間3か月以下）	2,261,170	2,422,176
	<u>2,267,100</u>	<u>2,431,362</u>

13. 債務

	注記	2020年 (ランド)	2019年 (ランド)
未払報酬	16	6,103,027	5,846,870
未払分配金	17	284,002	840,694
		<u>6,387,029</u>	<u>6,687,564</u>

14. 資本受益証券

	受益証券数	資本受益証券 (ランド)
2019年4月1日現在残高	164,507,080,500	1,645,070,806
発行済資本受益証券	68,044,669,115	680,446,691
買戻資本受益証券	(54,086,340,044)	(540,863,400)
2020年3月31日現在残高	<u>178,465,409,571</u>	<u>1,784,654,097</u>
2018年4月1日現在残高	154,691,623,440	1,546,916,235
発行済資本受益証券	75,236,791,178	752,367,912
買戻資本受益証券	(65,421,334,118)	(654,213,341)
2019年3月31日現在残高	<u>164,507,080,500</u>	<u>1,645,070,806</u>

受益証券は、ランド建受益証券1クラスのみが発行されている。受益証券は、適用される購入価格により任意の取引日に申込可能である。当ファンドは、各受益者の選択により償還可能な資本受益証券を発行しているが、当該受益証券はIAS第32号に基づいて資本に分類されている。買戻可能受益証券は、当ファンドの純資産価額に応じた現金を対価として、各取引日において、ファンドによる買戻しが可能である。買戻可能な受益証券の帳簿価額は、財政状態計算書日時点において受益者が当ファンドに対して受益証券の買戻を求める権利を行使した場合支払われる買戻価格である。

資本受益証券は、関連する取引日の午前8時（ダブリン時間）までに、または管理会社が設定したその他の期限までに買戻通知を提出することを条件として、毎日償還可能である。買戻通知が遅れた場合、買戻請求は次の取引日まで持ち越され、受益証券は当該取引日に適用される買戻価格により償還される。

当ファンドは、資本受益証券を当ファンドの資本とみなしている。資本運用の目的は、注記1に記載された投資目的である。当ファンドは、外部から課せられる規制資本要件の対象とはなっていない。

15. 報酬および費用

受託会社報酬

受託会社は、当ファンドの資産の中から、年間170,000ランドの固定報酬を受取るが、当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いにより支払われる。

受託会社は、外部現金口座について、当ファンドの資産から14,000ランドの口座開設報酬も受取る。さらに受託会社は、当ファンドに関連して課されたまたは合理的な理由により発生した、政府または類似機関の手数料、料金、税金および賦課金、ならびに全ての合理的な立替費用を当ファンドの資産から払戻を受ける権利を有する。また、受託会社は、受託会社および管理会社との間で当ファンドの終了の合意がなされた場合の解約手数料を受領する権利を有する。

管理事務代行会社報酬および保管報酬

管理事務代行会社は以下の料率により当ファンドの資産から管理事務代行会社報酬を受取る。

1. 各評価日の評価時点において計算された純資産価額のうち、1,000,000,000ランド以下の部分については年率0.10%
2. 各評価日の評価時点において計算された純資産価額のうち、1,000,000,000ランド超2,000,000,000ランド以下の部分については年率0.09%
3. 各評価日の評価時点において計算された純資産価額のうち、2,000,000,000ランド超の部分については年率0.08%

当該報酬は、当ファンドの管理事務代行サービスの規定に関連して、評価日に基づく日割計算により年間700,000ランドを最低報酬額として四半期毎に後払いで支払われる。保管銀行に対する報酬は管理事務代行会社が負担する。

また管理事務代行会社は、当ファンドに関連する証券決済指図1件につき150ランド、当ファンドに関連する資金移動1件につき100ランドの手数料を受取る。管理事務代行会社は、募集要項の改訂、当ファンドに対するサービス提供者の変更、当ファンドの構造の変更および当ファンドの終了等（これらを含むが、これらに限定されない）の場合においても、当ファンドの資産から管理事務代行契約に定める追加報酬を随時受領する権利を有する。

管理会社報酬

管理会社は、当ファンドの資産から、当ファンドの純資産価額の年率0.05%を上限とした報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受取る。また、管理会社は、管理会社が提供するサービスに関連して合理的に発生する立替費用について、当ファンドの資産から払戻を受ける権利を有する。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、当ファンドの資産から、純資産価額の年率0.40%を上限とした報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受取る。また、投資運用会社は、投資運用会社が提供するサービスに関連して合理的に発生する立替費用について、当ファンドの資産から払戻を受ける権利を有する。

販売会社報酬

販売会社は、当ファンドの資産から、販売会社が獲得した申込者の受益証券に帰属する純資産価額の年率0.40%を上限とする報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受取る。

代行協会員報酬

代行協会員は、当ファンドの資産から、純資産価額の年率0.10%を上限とした報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受取る。

その他の報酬および費用

当ファンドに帰属する追加報酬および費用（監査報酬、法務費用、コンサルタント報酬、取引手数料、広告費用、印刷費用およびその他の継続的な立替報酬および費用を含むが、当該報酬および費用に限定されない。）についても、当ファンドの資産から支払われる。また、当ファンドは、該当する税金についても負担する。

未払報酬は以下の通りである。

	2020年 (ランド)	2019年 (ランド)
受託会社報酬	42,380	41,915
管理事務代行会社報酬および保管報酬	512,626	497,230
管理会社報酬	220,805	199,596
投資運用会社報酬	1,774,829	1,605,201
販売会社報酬	1,777,681	1,608,071
代行協会員報酬	444,349	401,942
その他の報酬および費用	1,330,357	1,492,915
	6,103,027	5,846,870

16. 関連当事者間取引

財務上または業務上の決定を行う際に、ある当事者が他の当事者を支配する能力、または他の当事者に対して重要な影響力を行使する能力を有している場合、これらは関連当事者であるとみなされる。管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、保管銀行、販売会社および関連会社は、当ファンドと関連があるとみなされる。当事業年度における関連当事者間で発生した報酬は、包括利益計算書において開示されている。当事業年度における関連当事者に対する支払債務の金額は、注記15において開

示されている。当ファンドが発行した受益証券のうち、楽天証券が21%（2019年：22%）を所有し、SBI証券が65%（2019年：63%）を所有する。通常の事業過程において、それ以外の関連当事者との取引はなかった。当ファンドに従業員はいない。

17. 分配金

2020年3月31日に終了した事業年度に受益者に対し宣言された分配金は、103,102,090ランド（2019年：96,262,808ランド）であった。2020年3月31日に終了した事業年度に再投資された分配金は、81,838,640ランド（2019年：76,250,648ランド）であった。

18. 偶発事象、契約債務および訴訟

2020年3月31日および2019年3月31日現在、偶発事象、契約債務および訴訟はない。

19. 比較情報

特定の比較数値は、当事業年度の区分表示と一致させるために組替られている。この組替により、包括利益計算書におけるマイナス利回りによる費用が独立表示項目として開示されている。この組替は、包括利益合計および資本合計に影響を及ぼしていない。

20. 後発事象

2020年9月9日までに、受益者は当ファンドに対して合計184,720,588ランドの申込を行い、当ファンドから合計164,254,928ランドの償還を受けた。

その他、財務書類上開示が必要な後発事象はない。

21. 財務書類の承認

受託会社は、当財務書類を2020年9月9日に承認した。

(3) 投資有価証券明細表等

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド
(ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト)

投資明細表 (未監査)

2020年3月31日現在

	保有額面	公正価値 (ランド)	純資産比率 (%)
譲渡性預金			
南アフリカ			
Firststrand Bank 8.060% 24-Jun-20	14,000,000	14,026,294	0.79
Firststrand Bank 8.280% 29-Jun-20	28,000,000	28,105,163	1.58
Nedbank 8.225% 02-Apr-20	65,000,000	65,002,272	3.64
Nedbank 7.850% 03-Aug-20	5,000,000	5,008,914	0.28
Nedbank 7.825% 06-Aug-20	2,000,000	2,003,521	0.11
Nedbank 7.825% 07-Aug-20	4,000,000	4,006,631	0.22
Standard Bank of South Africa 8.225% 09-Apr-20	47,000,000	47,008,320	2.63
		165,161,115	9.25
譲渡性預金合計		165,161,115	9.25

変動利付譲渡可能預金証書

南アフリカ			
Absa Bank FRN 06-Apr-20	23,000,000	23,000,000	1.29
Absa Bank FRN 14-Apr-20	32,000,000	32,000,000	1.79
Absa Bank FRN 14-Apr-20	18,000,000	18,000,000	1.01
Absa Bank FRN 20-May-20	51,000,000	51,000,000	2.86
Absa Bank FRN 20-May-20	13,000,000	13,000,000	0.73
Absa Bank FRN 15-Jun-20	23,000,000	23,000,000	1.29
Absa Bank FRN 16-Jul-20	113,000,000	113,200,557	6.34
Absa Bank FRN 14-Aug-20	18,000,000	18,036,452	1.01
Absa Bank FRN 04-Sep-20	64,000,000	64,106,716	3.59
Firststrand Bank FRN 08-May-20	63,000,000	63,028,724	3.53
Firststrand Bank FRN 10-Jun-20	7,000,000	7,008,033	0.39
Firststrand Bank FRN 11-Jun-20	18,000,000	18,041,911	1.01
Firststrand Bank FRN 12-Jun-20	3,000,000	3,003,814	0.17
Firststrand Bank FRN 23-Jul-20	16,000,000	16,018,608	0.90
Firststrand Bank FRN 24-Jul-20	6,000,000	6,007,337	0.34
Investec Bank FRN 03-Apr-20	82,000,000	82,004,437	4.60
Investec Bank FRN 18-Aug-20	5,000,000	5,008,069	0.28
Nedbank FRN 14-Apr-20	5,000,000	5,000,000	0.28
Nedbank FRN 14-Apr-20	5,000,000	5,000,000	0.28

Nedbank FRN 14-Apr-20	56,000,000	56,000,000	3.14
Nedbank FRN 20-Apr-20	20,000,000	20,000,000	1.12
Nedbank FRN 20-Apr-20	4,000,000	4,000,000	0.22
Nedbank FRN 28-Apr-20	20,000,000	20,000,000	1.12
Nedbank FRN 21-May-20	13,000,000	13,000,000	0.73
Nedbank FRN 25-May-20	12,000,000	12,000,000	0.67
Nedbank FRN 12-Jun-20	3,000,000	3,004,876	0.17
Nedbank FRN 11-Aug-20	65,000,000	65,126,299	3.65
Nedbank FRN 21-Aug-20	90,000,000	90,160,274	5.05
Standard Bank of South Africa FRN 03-Apr-20	5,000,000	5,000,195	0.28
Standard Bank of South Africa FRN 28-Apr-20	2,000,000	2,000,732	0.11
Standard Bank of South Africa FRN 08-May-20	58,000,000	58,029,406	3.25
Standard Bank of South Africa FRN 15-May-20	14,000,000	14,008,223	0.79
Standard Bank of South Africa FRN 22-May-20	136,000,000	136,201,495	7.63
Standard Bank of South Africa FRN 31-Jul-20	34,000,000	34,067,129	1.91
Standard Bank of South Africa FRN 31-Jul-20	102,000,000	102,237,257	5.73
		<u>1,200,300,544</u>	<u>67.26</u>
変動利付譲渡可能預金証書合計		<u>1,200,300,544</u>	<u>67.26</u>
利息債権		<u>30,356,698</u>	<u>1.70</u>
FVTPLにより測定される金融資産		<u>1,395,818,357</u>	<u>78.21</u>
預金（期間3か月以下）			
南アフリカ			
コール勘定 Nedbank Day Notice	61,000,000	61,000,000	3.41
コール勘定 Shinsei Absa Bank	73,200,000	73,200,000	4.10
コール勘定 Shinsei Citibank	500,000	500,000	0.03
コール勘定 Shinsei HSBC Bank	176,000,000	176,000,000	9.87
コール勘定 Shinsei Investec Bank	52,600,000	52,600,000	2.95
コール勘定 Shinsei Standard Chartered	30,000,000	30,000,000	1.68
		<u>393,300,000</u>	<u>22.04</u>
預金合計（期間3か月以下）		<u>393,300,000</u>	<u>22.04</u>

IV. お知らせ

- ・保管会社であったスミトモ・ミツイ・トラスト（UK）リミテッドは、2020年3月2日に三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店に全事業を譲渡しました。2020年3月2日以降の保管会社は三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店です。
- ・インベストック・アセット・マネジメントは、インベストック・グループから分離され、別個に上場された事業体となりました。2020年3月16日付で、投資運用会社は、その名称をインベストック・アセット・マネジメント・ガーンジー・リミテッドからナインティワン・ガーンジー・リミテッドに変更しました。また、南アフリカ投資チームは、その名称をインベストック・アセット・マネジメント（プロプライエタリ）リミテッドからナインティワンSA（プロプライエタリ）リミテッドに変更しました。